○内閣府厚生労働省令第七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十四条第四項及び第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　舛添　要一

食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令

第一条　都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）は、毎年度の都道府県等食品衛生監視指導計画を、その年度開始前までに、厚生労働大臣及び消費者庁長官に提出しなければならない。

2　都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を変更しようとするときは、その実施前に、厚生労働大臣及び消費者庁長官に提出しなければならない。

第二条　都道府県知事等は、毎年度、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施結果の概要を、翌年度の六月三十日までに公表するとともに、当該実施結果を取りまとめ、取りまとめ後速やかに、これを公表しなければならない。

2　前項に定めるもののほか、都道府県知事等は、夏期、年末その他必要と認められる期間については、当該期間における都道府県等食品衛生監視指導計画の実施結果の概要を作成し、作成後速やかに、これを公表しなければならない。

3　都道府県知事等は、前二項の規定による公表を行うに当たっては、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により住民に周知させるよう努めなければならない。

第三条　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項（法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生監視員が、食品、添加物、器具、容器包装又は食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「規則」という。）第七十八条各号に掲げるおもちやを収去しようとするときは、被収去者に様式第一号による収去証を交付しなければならない。

2　食品衛生監視員が、その職務を行う場合において携帯する証票は、様式第二号、食品衛生監視員であることを示すき章は、様式第三号による。

3　厚生労働大臣、消費者庁長官及び都道府県知事等は、法第二十八条第四項の規定により登録検査機関に試験に関する事務を委託する場合には、当該登録検査機関の検査員（規則第三十八条第一項第二号に規定する検査員をいう。）に当該試験を行わせ、かつ、規則第四十条各号に掲げる基準と同等以上の基準により当該試験を行わせなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にある消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百三十八号）第四条の規定による改正前の規則様式第二号から様式第四号まで（次項において「旧様式」という。）による書類は、当分の間、それぞれ様式第一号から様式第三号までによるものとみなす。

2　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第一号（第三条関係）

○　　○

甲

収　去　証

記　号	
番　号	

1　被収去者の住所又は営業所所在地
2　被収去者の氏名又は法人名
3　収去品名
4　収去数量
5　収去目的
6　収去日時　平成　年　月　日午前後　時
7　収去場所

食品衛生法第28条第１項（同法第62条第１項及び第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、上記のように収去する。

平成　年　月　日

収去者　所属庁　職　所属庁印　　氏　名　㊞

備考

※教示事項について（別紙）参照

備考

1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列５番又はＡ列６番とする。
2　所属庁印は、赤色とする。
3　この用紙は、甲片及び乙片の２片とする。
4　乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所属庁印及び㊞を省略するとともに、「収去証」を「収去証（控）」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。

○　　○

（別紙）

＜教示＞

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、○○に対して□□をすることができる（処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、△△を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。

＜参照条文＞

○食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抄）

第28条　厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。（第２項から第４項まで　略）

第70条　（第１項及び第２項　略）

３　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

備考

1　教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「消費者庁長官」、「厚生労働大臣」又は「都道府県知事」と記載するものとする。
2　教示文言中の「□□」には、収去者の所属庁を踏まえ、「審査請求」又は「異議申立て」と記載するものとする。
3　教示文言中の「△△」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。